



千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員	木	下	勉
同	麻	生	紀雄

1 監査の種別 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査実施年月日 令和6年11月27日

3 監査の対象 総務課、資格保険料課、給付管理課、会計室、議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局

4 監査の範囲 令和6年度の財務に関する事務の執行

5 監査の期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

6 監査の方法

収入、支出、契約等に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の提出を求め、関係帳簿等との照合を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

7 監査結果

令和6年4月から9月までの収入、支出、契約等に関する事務の執行状況について監査した結果、財務関係法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。